（熊本市議会議員）
澁澤喜代春

正六位に叙する（各通）
阿部　眞雄　石田　誠二
久賀　達雄　小峰富士郎
高野　正治　多根昇太郎
南部　雄幸　原田　元久

従六位に叙する（各通）
小林　安男

正七位に叙する（各通）
上村　清盛

従七位に叙する（各通）（以上八月三十日）
大西　利一

従六位に叙する（八月三十一日）
文垣　基

正六位に叙する（九月二日）

○叙勲

旭日双光章を授ける
太田　万郷

旭日単光章を授ける
高木千恵子

旭日双光章を授ける
松延　宏幸

旭日単光章を授ける
脇　環

旭日単光章を授ける（以上八月二十八日）
河野　貴雄

旭日双光章を授ける
椎名　徳次

旭日単光章を授ける（以上八月二十九日）
（熊本市議会議員）
大嶌　澄雄

旭日双光章を授ける
加藤　義博　嶋田　圭一

旭日単光章を授ける（各通）（以上八月三十日）
芦田　貢三　小出　浩
白川　美廣　根本　幹士
松元　健一　村野　光男

瑞宝双光章を授ける（各通）
松本　政良

瑞宝単光章を授ける（以上八月二十七日）
上窪　哲郎
野添　新一

（鹿児島大学名誉教授）
瑞宝小綬章を授ける（各通）
大嶌　澄雄
渡部　欽一

瑞宝双光章を授ける（各通）
岩本　充弘
新藤　仁
仲野　榮次
山崎　昇

瑞宝単光章を授ける（以上八月二十八日）
今井　和男

瑞宝双光章を授ける（各通）
矢津田國男

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月三十日）
四井　尊生

瑞宝双光章を授ける（各通）
尾谷　庸三
木村　浩一
細井　良章
柳田　淳

瑞宝小綬章を授ける
池田　秀雄
菊池　和也
丸山　正人

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月二十九日）
松島　史典

瑞宝双光章を授ける（各通）
荻原　慶一

瑞宝単光章を授ける（以上八月二十八日）
野崎　正高

瑞宝小綬章を授ける
上森ツタ子

（警視庁警部）
田中　通久
森　実千雄

（警視庁警部補）
丸山　正人

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月二十九日）
松島　史典

瑞宝双光章を授ける（各通）
石飛　隆雄　尾中　信夫　中村　泰
三谷　義美　宮良　晴夫

瑞宝単光章を授ける（以上八月二十八日）
野崎　正高

瑞宝小綬章を授ける
上森ツタ子

瑞宝双光章を授ける（各通）
尾谷　庸三
木村　浩一
細井　良章
柳田　淳

瑞宝小綬章を授ける
池田　秀雄
菊池　和也
丸山　正人

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月二十九日）
松島　史典

瑞宝双光章を授ける（各通）
久賀　達雄　高野　正治
多根昇太郎　山崎　昇

瑞宝単光章を授ける（各通）
大西　利一　上村　清盛　新藤　仁

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上八月三十日）
文垣　基

瑞宝双光章を授ける（九月二日）

皇室事項

行幸

天皇陛下は、十月五日午後零時四十分御出門、第二百二十二回国会開会式に御臨場のため、国会議事堂（千代田区）へ行幸、同一時二十二分還幸になった。

行幸啓

天皇皇后両陛下は、九月三十日午前九時十一分御出門、令和八年熊本地震による被災地御見舞のため、熊本県へ行幸啓、午後十時二十分還幸啓になった。

天皇皇后両陛下は、愛子内親王殿下を御同伴の上、十月三日午後零時五十六分御出門、第二十回アジア競技大会（二〇二六／愛知・名古屋）を御覧のため、馬事公苑（世田谷区）へ行幸啓、同四時四十三分還幸啓になった。

官庁報告

官庁事項

関東地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年十月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月八日　関東地方整備局長　西澤賢太郎

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　五十一号
(三) 占用を制限する区域　区域
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年十月九日
(七) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び常陸河川国道事務所

四国地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和８年10月８日　四国地方整備局長　奥田　晃久

道路の種類　路線名　区間
一般国道　11号　三豊市豊中町笠田笠岡字南2165番４から同市豊中町上高野字瀦之池砂子3645番１までの上下線

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年十月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月八日　九州地方整備局長　森下　博之

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三号
(三) 占用を制限する区域　区域
八代市川田町東字石道一一三九番一から同市川田町東字前田一三四五番まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年十月九日
(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所